

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青香福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

### (理事及び監事、評議員の報酬)

第4条 理事長の業務執行の対価として、別に定めるところにより報酬を支払う。

- 2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。
- 3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。
- 4 理事及び監事の年間報酬額は一千万円を超えないこととする。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

### (出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給する。

### (適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

### (改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円

別表2（第4条及び第5条関係）

【 日 額 】

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等	5,000円
監事監査指導報酬等	5,000円

別表3（第6条関係）

名 称	実費弁償費
報酬及び旅費	旅費規程による（区分：役員）